

## Ⅶ 給与所得者異動届出書 記載例

(1) 退職し、一括徴収した場合 ( 12月31日までの退職 )

### 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		※市町村 処理欄								
古平町長 殿		給 与 義 務 者 (特 別 徴 収 者)	氏名または名称		株式会社 セタカムイ商事		特別徴収義務者 指定番号		87654321	
令和 年 月 日 提出			所 在 地		古平郡古平町大字浜町123番地4					
給 与 所 得 者			(ア)	(イ)	(ウ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	退職時ま での給与 支 払 額	
受給者番号 (整理番号)	001	氏名	古平 一郎	特別徴収税 額(年税額)	徴 収 済 額				未徴収税額 (ア)-(イ)	退職時 ま での給与 支 払 額
給与の支払 を受けなく なった後の 住 所	古平郡古平町大字港町567番地8		円	6 月から10月まで	円	X-10-25	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6. そ の 他	1. 特別徴収継続	円	2,580,000
新しい勤務 先の名称お よび所在地			88,500	円	32,500		2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (理由)	円	246,00	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定 額			※市町村 記入欄
1. 異動が令和x年12月31日までで、 申し出があったため ( 10 月 25 日申出)	徴 収 予 定 月 日	徴 収 予 定 額	徴収予定額 合計(上記 (ウ)と同額)		
	10・25	円 56,000	円 56,000		
2. 異動が令和 年1月1日以降で、 特別徴収の継続の希望がないため	.	円	円		
異 動 者 印	(古平)	.	円		

「翌年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下の場合」、「死亡による退職の場合」以外は1月1日以降に退職するときは、本人の申し出にもとづくことなく、特別徴収義務者は必ず一括徴収しなければなりません。

(2) 退職し、一括徴収した場合 ( 1月1日以降の退職 )

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

古平町長 殿		給与(特別徴収義務者)を支払者	氏名または名称		株式会社 セタカムイ商事		※市町村 処理欄		
令和 年 月 日 提出			所在地		古平郡古平町大字浜町123番地4		特別徴収義務者 指定番号	87654321	
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時ま での給与 支払額
受給者番号 (整理番号)	001	氏名	古平 一郎	特別徴収税 額(年税額)	徴収済額				
給与の支払 を受けなくな った後の 住 所	古平郡古平町大字港町567番地8		円	6月から3月まで	円	X+1.3.31	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収	円 7,780,000
新しい勤務 先の名称お よび所在地			88,500	円 72,500	16,000		3. 普通徴収 (理由)	円 800,000	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定額			※市町村 記入欄
1. 異動が令和X年12月31日までで、 申し出があったため ( 月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額 合計(上記 (ウ)と同額)	
	3・25	円 16,000	円	
2. 異動が令和X+1年1月1日以降で、 特別徴収の継続の希望がないため	.	円	円 16,000	
異動者印	.	円		

「翌年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下の場合」、「死亡による退職の場合」以外は1月1日以降の一括徴収には本人の印を押印する必要はありません。

(3) 退職し、普通徴収へ切替た場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

古平町長 殿		給与義務者 (特別徴収 給与支払者)	氏名または名称	株式会社 セタカムイ商事		※市町村 処理欄			
令和 年 月 日 提出			所在地	古平郡古平町大字浜町123番地4		特別徴収義務者 指定番号	87654321		
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時ま での給与 支払額
受給者番号 (整理番号)	001	氏名	古平 一郎	特別徴収税 額(年税額)	徴収済額				
給与の支払 を受けなくな った後の住 所	古平郡古平町大字港町567番地8		円	6月から3月まで	円	X+1-3-31	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	円
新しい勤務 先の名称お よび所在地			88,500	円	16,000				7,780,000
				72,500					円
									800,000

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定額			※市町村 記入欄
1. 異動が令和X年12月31日までで、 申し出があったため ( 月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額 合計(上記 (ウ)と同額)	
	.	円	円	
2. 異動が令和X+1年1月1日以降で、 特別徴収の継続の希望がないため	.	円		
	.	円		
異動者印	.	円		

「翌年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下の場合」、「死亡による退職の場合」以外は1月1日以降に退職するときは、本人の申し出にもとづくことなく、特別徴収義務者は必ず一括徴収しなければなりません。

Ⅶ 給与所得者異動届出書 記載例

(4) 転勤し、特別徴収を継続する場合

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		※市町村 処理欄							
古平町長 殿		給与(特別 義務者)徴収 者	氏名または名称	株式会社 セタカムイ商事		特別徴収義務者 指定番号	87654321		
令和 年 月 日 提出			所在地	古平郡古平町大字浜町123番地4					
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時ま での給与 支払額
受給者番号 (整理番号)	001	氏名	古平 一郎	特別徴収税 額(年税額)	徴収済額				
給与の支払 を受けなくな った後の住 所	古平郡古平町大字港町567番地8		円	6月から10月まで	円	X-10-25	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	円
新しい勤務 先の名称お よび所在地	株式会社 セタカムイ物産 札幌市中央区北1条西2丁目3-4		88,500	円	56,000				2,580,000
				32,500					円
									246,000

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定額			※市町村 記入欄
1. 異動が令和X年12月31日までで、 申し出があったため ( 月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額 合計(上記 (ウ)と同額)	円	
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、 特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円	
異動者印	・	円			

「翌年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下の場合」、「死亡による退職の場合」以外は1月1日以降に退職するときは、本人の申し出にもとづくことなく、特別徴収義務者は必ず一括徴収しなければなりません。